

当エエ第72号
令和4年2月2日

北海道知事 鈴木直道様

当別町長 後藤正洋



環境影響評価方法書に係る意見について
令和4年1月6日付け環境第967号にて照会のあったこのことについて、
次のとおり回答いたします。

記

1 回答様式

(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業計画段階環境方法書に係る当別町の意見

経済部エネルギー推進室
エネルギー推進係 西脇
電話：0133-27-5089
FAX：0133-23-3206
e-mail:energy@town.tobetsu.hokkaido.jp

(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業計画段階環境方法書に係る当別町の意見

1. 総括的事項

地域住民を対象とした3回の説明会が行われたが、地域住民の反応を総括すれば、「質問に対する回答が説明会の度に内容が変わり明確な回答が得られない」、「不誠実」、「信頼できない」といったものである。また、当別町議会に対し、当該風力発電事業の反対・中止・白紙撤回に関する全5件の請願、陳情が提出され、議会は、「当該風力発電事業は、景観上の問題、低周波音・超低周波音による健康被害、自然環境への影響などが懸念されるほか、事業主体に対する不信感から住民の多くがこの事業に反対を訴えており、これら懸念される事項が払拭できず、地域の合意が得られるとは思えない状況下においては、この事業を進めるべきではない」と全会一致でこれらを採用している。さらには、3,000筆を超える反対署名も集まっている状況である。これらのことから、本事業に対する地域住民の合意形成は、極めて不十分である。よって、環境アセスメントの各段階における地域住民との合意形成を確実に図ることができたと判断することが出来ず、本事業が、次の段階に進むことは許容出来ない。

2. 個別的事項

(1) 方法書6. 1. 4 累積的環境影響評価の実施方針で、評価書が確定した事業のみ、累積的影響の検討対象としているが、経済産業省大臣の意見として、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努めることと指摘している。また、環境配慮書の知事意見には、環境影響評価手続中の風力発電事業も含め、調査・予測及び評価を実施するように指摘している。したがって、既存の風車や建設を開始している事業のほか、ほかの配慮書及び方法書の段階も含む環境アセスメントを実施している事業についても累積的影響の検討対象とし、適正に評価しないかぎり、当該評価を実施できるものとは認められない。

(2) 方法書6. 2. 2 調査・予測及び評価の手法と選定理由、超低周波音の施設の稼働の区分で、表6. 2-5に予測地域を、調査地域と同じとする旨の説明がある。低周波音、超低周波音の影響は、広範囲に及ぶものと推測されることから、測定地点を増やすなど、地域を網羅するように測定地点の再配置を行うこと。また、風況は季節ごとに変ることから、年間を通して測定を行い、より精度の高い測定を行うなど、地域住民が納得できる方法としない限り、当該評価を実施できるものとは認められない。

(3) 環境配慮書の知事意見で、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすること、縦覧期間終了後も継続して公表するよう指摘しているが、印刷可能な状態になっていない。状況の改善を図り、利便性の向上に努めない限り、当該評価を実施できるものとは認められない。

(4) 方法書4.3.7 景観について、当別町は、美しい景観を維持することを目的とした景観行政団体であり、スウェーデンヒルズ等、景観を重視した住宅地があり、当該風力発電事業に居住者が不安を感じている。工作物は、周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて20m以下とするなど、当別町景観計画に定められた景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）を満たすようにしない限り、当該評価を実施できるものとは認められない。

(5) バットストライクについて、近接地の八の沢風力発電事業の環境影響評価で、ニホンキクガシラコウモリ、ヒナコウモリなどの存在が確認されている。コキクガシラコウモリから、新型コロナウイルスと遺伝的に近縁なウイルスが検出されたことや、日本の在来種であるモモジロコウモリ、ヒナコウモリから、アデノウイルスが検出されたとの学術論文があることから、バットストライクと各ウイルスの関係性、危険性について、研究者、専門家の意見を参考に調査し、適正に評価しない限り、当該評価を実施できるものとは認められない。

(6) 本事業における風車は、山林の尾根上に配置されており、風車からの出火等で森林火災になった場合、甚大な環境影響が懸念される。森林火災の対策も含め、環境影響を調査し、適正に評価しない限り、当該評価を実施できるものとは認められない。

(その他) 本事業において土地の取りまとめを行っている事業者は、国有林に隣接する土地を取得しており、国有林内には航空自衛隊の当別分屯基地があり、当別分屯基地から、事業者の取得した土地の距離は、おおむね3.5キロとなる。この点について、国防上、安全保障上の問題があると認識しており、危機意識を持っていることを申し添える。

石環境第 816号
令和4年1月17日

北海道知事 鈴木直道様

石狩市長 加藤龍幸

環境影響評価法に基づく意見について（回答）

令和4年1月6日付け環境第967号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

環境市民部環境課

TEL : 0133-72-3240 Fax : 0133-75-2275

e-メール : k-hozen@city.ishikari.hokkaido.jp

(別紙)

(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する意見

1 総括的事項

本事業の計画エリアは当別町域であるが、事業の検討にあたっては、本市において平成31年3月に策定した「風力発電ゾーニング計画」の趣旨及び国内外の最新の知見や専門家等の意見を踏まえ、事業の実施による本市域への環境影響の回避または低減について配慮されたい。

環境省が、平成30年3月30日付けで「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、環政評発第1803305号)を発出したことを踏まえ、環境影響評価方法書のウェブ上における縦覧期間の延長やファイル印刷を可能にすることなど、縦覧のための利便性の向上に努めること。

本事業は、地域住民等から事業に反対する要望等が寄せられていることに鑑み、地域の理解が十分に得られるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めること。

2 個別事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施区域付近では、他事業者の風力発電事業が稼働または環境影響評価手続中であり、本事業と他事業者の風力発電施設の稼働に伴う累積的影響が懸念されるので、他事業者との情報交換に努め、累積的影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置を検討すること。

また、事業実施区域周辺は静穏な地域であり、評価にあたっては、単に環境基準との比較ではなく、現況騒音からの増加分について評価すること。

工事の騒音についても、累積的影響を含め、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえた対策を講じること。

(2) 重要な地形及び地質

事業実施区域には、重要な地形及び地質である「石狩丘陵」が存在することから、風力発電機用地の改変は最小限にするほか、工事用道路は極力既存道路を使用するなど、事業の実施に伴う地形の改変を最小限に抑えること。

(3) 風車の影

風車の影の調査及び予測・評価にあたっては、現地調査により、影響がある住居・施設等を把握したうえで適切に予測・評価を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置を検討するなど、影響を回避または十分に低減すること。

(4) 動物

事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ及びクマタカ等、重要

な猛禽類の分布情報があり、生息環境の縮小等が懸念されるほか、施設の稼働により、鳥類及びコウモリ類等の風力発電設備への衝突が懸念されるため、専門家等からの助言を得ながら、鳥類の生息状況、移動経路等について詳細な調査を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討するなど、影響を回避または十分に低減すること。

(5) 植物

事業実施区域の植生や希少種等の分布状況について、専門家等の助言を得ながら調査のうえ的確に把握し、適切な方法により予測及び評価を実施するとともに、自然度の高い植生や希少種の生育地の改変を避けるなど、影響を回避または十分に低減すること。

(6) 景観

主要な眺望点からのフォトモンタージュ作成等に加え、事業実施区域周辺の「日常的な視点場」においても、適切に予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 水質

事業実施区域内には材木川及びパンケチュウベシナイ川があるほか、周辺には貯水池や農地が存在するため、雨水排水の処理能力や処理方法、漏出防止対策を具体的に示した上で、造成工事等による水の濁りに関して、適切な方法により予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、保全対策を講じることにより、影響を回避または十分に低減すること。

(8) 廃棄物等

本事業計画においては、産業廃棄物及び建設発生土について、造成等の施工による一時的な発生の可能性があるとしているが、発生量によっては動植物等への影響が懸念されるほか、降雨等に伴う区域外流出の可能性も考えられるため、適切な方法で調査及び予測・評価を実施し、その結果を踏まえた対策を講じること。